する。

産業技術総合センター条例施行規則(平成十一年宮城県規則第六十九号)の一部を次のように改正

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

別表第一第一号の表中

電波暗室

時間につき

三

八〇〇円

○宮城県規則第三十八号

宮

規

則

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

スーパーミキサー

真空ホットプレス

V H

時間につき

Ŧį,

000円

に

ビッカース硬度計

時間につき

六〇〇円

時間につき

瓦

六〇〇円

を

時間につき

五五〇円

大型連続式放電プラズマ焼結機

令和四年三月三十一日

次

規 則

○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

○職業能力開発校規則の一部を改正する規則

○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

○宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

○職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則の一部を改正

○職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

する規則

○沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

産業人材対策課

同

同 同 兀 Ŧī.

引張圧縮試験器

時間につき

六五〇円

時間につき

五〇〇円

に

熱間等方圧プレス

七

(水産業振興課)

八

課

ホットプレス兼用高温炉

時間につき

 $\stackrel{-}{\prec}$

1100円

を

畜

産

四

(新産業振興課)

引張圧縮試験器

時間につき

六五〇円

時間につき

五〇〇円

を

B型粘度計

熱間等方圧プレス

時間につき

五〇〇円

宮 城 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁22(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

発

を 電波暗室

行

ビッカース硬度計 スーパーミキサー 時間につき 時間につき

> 六〇〇円 五五〇円

> > K

時間につき 時間につき

に改め、 別表第一 一第二号の表材料加工関連機器の項中

10m法電波暗室

 \circ \equiv 五〇〇円 八〇〇円

/ /	号令	和4年	3月3	L日 オ	曜日	宮	城				報						_
両面マスクアライナー	車載用放射エミッション測定装置	両面マスクアライナー	非接触画像光学式三次元デジタイザ	車載用放射エミッション測定装置		車載機器用イミュニティ試験システムアンテナ監射試験システム	10m法放射エミッション測定システム	伝導EMC試験システム		伝導EMC試験システム	表電子・情報関連機器の項中	高分子材料コンパウンド装置	衝擊試験装置	高分子材料コンパウンド装置	ス	マイクロフォーカスX線CT装置	지는 표는 기미디 표한 위기 보니!
一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき 二、三	一時間につき		一時間につき三、六	間につき 五、	二、		一時間につき二、〇		一時間につき三、五	一時間につき	一時間につき三、五	間につき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一時間につき 三、一	- H
七〇〇円	三〇〇円	七〇〇円	三〇〇円を	三〇〇円		大〇〇円	五〇〇円 円 に、	〇〇〇円		〇〇〇円 上 を		五〇〇八円	七〇〇円	五〇〇円円	八〇〇円	〇 円 を	((F
	1 12			を		1 12					¬ を	i 	司に			<u>を</u>	
全反射X線	に改め、同表					に改め、同表食品					_		に改め、同表				
線光電子	同表分析・測	オー	真		真空	食品・	C A	流体	ア								\vdash
光電子分光装置(XPS)	測定関連機器の項中	オートサンプラー付GC-MS/O	真空凍結乾燥機		真空凍結乾燥機	バイオテクノロジー	CAE検証用計測システム	流体CAEシステム	アーム式デジタイザ(ベクトロン)	エンジニアリングプラスチック造形シ		エンジニアリングプラスチック造形シ	同表工業デザイン関連機器の項中	E) 非接触画像光学式三次元デジタイザ	ハイパースペクトルカメラ		
·分光装置(XPS) 一時間につき			_			バ		_	(ベクトロン)	エンジニアリングプラスチック造形システム		エンジニアリングプラスチック造形システム	工業デザイン関連機器の項中	F L A R	ースペクトルカメラ		
_						バイオテクノロジー			(ベクトロン)				工業デザイン関連機器の項中	F L A R	ースペクトル		ファクランスで

七〇〇円

000円

七〇〇円

一〇〇円

一〇〇円

一〇〇円

七〇〇円

七〇〇円

000円

〇 〇 〇 〇 円

る。

1 公布の日から施行する。 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、様式第六号及び様式第七号の改正規定は、

- 2 料については、なお従前の例による。 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料及び実施が決定した試験等に係る手数
- 3 のについては、当分の間、改正後の産業技術総合センター条例施行規則の規定によるものとみなす。 改正前の産業技術総合センター条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないも

職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十九号

職業能力開発校規則の一部を改正する規則

第十二条第二項中「保護者又は」を削る。 職業能力開発校規則(昭和四十九年宮城県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条から第十四条の二までの規定中「保護者又は保証人が連署した」を削る。

別表宮城県立石巻高等技術専門校の項中 | 二〇人 | 二〇人 | を | 一五人 | 一五人 | に改め

様式第四号中 現 在 所 E人) 「保 所」を「親 証住 人 以「保護者(保証人)が連署し所」

てください」を「保証人は保護者とすること」に改める。

様式第五号中「⊜」を削り、「保護者(保証人)」を「保証人」に、「慙入学・退学理由」を

転入学・退学理由

に改める。

(注) 本人が未成年の場合にあっては、保証人は保護者とすること。」

様式第六号中「宋灩者(宋譚人)」を「宋譚人」に、「

田井八」を (注) 本人が未成年の場合にあっては、保証人は保護者とすること。」 いおるる。

様式第六号の二及び様式第六号の三中「印」を削り、「宋灩곽(宋誾人)」を「宋誾人」に、「

田井づ」を

(施行期日)

附

「2 復学する日

(注) 本人が未成年の場合にあっては、保証人は保護者とすること。」 こ改める。

(注) 本人が未成年の場合にあっては,保証人は保護者とすること。」 ごおるる。

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

1

(経過措置)

2 当分の間、改正後の職業能力開発校規則の規定によるものとみなす。 改正前の職業能力開発校規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、

職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和四年三月三十一日

村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十号

職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則(平成十二年宮城県規則第百七十三号)

様式第一号中「印」を削り、「保護者住所」を「保証人住所」に、「変更を必要とする理由」を

「変更を必要とする理由

(注) 本人が未成年の場合にあっては、保証人は保護者とすること。」

様式第二号中「印」を削り、「保護者住所」を「保証人住所」に、「分割を必要とする理由」を

分割を必要とする理由

(注) 本人が未成年の場合にあっては、保証人は保護者とすること。」

様式第三号中「印」を配り、「保護者住所」を「保証人住所」に、「滅免申請の事由」を

「滅免申請の事由

併

Д

(注) 本人が未成年の場合にあっては、保証人は保護者とすること。」

様式第六号中「印」を削り、「保護者住所」を「保証人住所」に、「減免等の事由が消滅した理由」

生年月日

併

Д

Ш

#

軐 别

思

 \not

_ を

公 報 号外第18号 2 ○宮城県規則第四十一号 1 様式第二号(左)中「(本人郷名又は泗名華印)」を削り、 第十二条第二項中「保護者又は」を削る。 一減免等の事由が消滅した理由 第十八条中「行なわない」を「行わない」に改める。 第十三条及び第十五条第二項中「保護者又は保証人が連署した」を削る。 第六条及び第十一条第一項中「行なう」を「行う」に改める。 宮城障害者職業能力開発校規則(昭和四十四年宮城県規則第五十七号)の一部を次のように改正す 宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。 免等に関する規則の規定によるものとみなす。 上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の職業能力開発校の授業料及び入学金の減 (経過措置) 改正前の職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則の規定による諸様式で取扱い この規則は、令和四年四月一日から施行する。 (注) 本人が未成年の場合にあっては、保証人は保護者とすること。」 (施行期日) 令和四年三月三十一日 宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則 宮城県知事 村 井

嘉

浩

同様式を様式第二号(表)とする。

生年月日

Д

Ш

#

に改め、

様式第三号を次のように改める。

						健易	東 診	断書	
氏名			年	月	日 塩	住			
身長			<u> </u>	cm	眼疾				ぜん息 有・無
体重				kg	耳鼻 疾				エリー アレルギー 有・無 サレルゲン () 注 ()
色覚					血圧			mmHg	・ アナフィラキシー 有・無 をの他 有・無
視力	右左		()	て	有・無発作の	:(有の場合記 種類	羊細)	胸腹部及び内臓疾患
聴力	右左				かん	発作頻 症 状		/	
握力	右左			kg kg	精神障害				撮影 年 月 日
障害 等手		身・療・精	級	都・	道・府年	・県第	号 日発行	障害部位	左側右側
障害原									
		抗てんかん剤	降圧剤	安定剤] その	他服薬	無し		A PARAMETER OF THE STATE OF THE
服	楽					※薬	剤名を記入		(新位 機能障害 切 断)
通院頻	頂度	(疾患名			月)	回		制限 有・無 その詳細 (使用装具等)
療養	 経過								
就業	につい	いての総合所見							
		り診断いたし	±1 か						
上記の	つとお	り的例でたし、	よした。			所在地			

証人は保護者とすること」に改める。 様式第四号中「保護者(保証人)」を「保証人」に、「保護者(保証人)が連署してください」を「保

に、「退校理由」を 「退校いたしたいので御許可くださるようお願いいたします」や「退校したいので,許可願います」 様式第五号中「⊕」を削り、「保灩者(保証人)」を「保証人」に、「下記選曲」を「下記の選由」に、

る。

や「下記の理由」
リ、「欠席いたしたいので関係書類を添えてお届けいたします」や「欠席したいの で、関係書類を添えて届け出ます」 い、「年 月 日まで」 や 様式第六号中「(本人署名又は記名押印)」を削り、「保護者 (保証人)」を「保証人」に、「下記理由

(注) 本人が未成年者の場合にあっては、保証人は保護者とすること。」 いおるの。

様式第七号中「RK 側」を「氏名 性別 男・女」 ジ、「保護者(保証人)」や「保証人」 ジ、「貴

校の寄宿舎に入舎を希望いたしたいので、御許可くださるようお願いいたします。」や

「貴校の寄宿舎に入舎を希望したいので、許可願います。 (注) 本人が未成年者の場合にあっては、保証人は保護者とすること。」 ごおるる。

を「下記の理由」い、「退舎いたしたいので、 御許可くださるようお願いいたします」を「退舎した いので、許可願います」
い、「退舎理由」
を 様式第八号中「(本人署名又は記名描印)」を削り、「保護者(保証人)」を「保証人」に、「下記理由」

宮

「退舎理由 (注) 本人が未成年者の場合にあっては、保証人は保護者とすること。」 ごおるる。

則

(施行期日)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 改正前の宮城障害者職業能力開発校規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものに

ついては、当分の間、改正後の宮城障害者職業能力開発校規則の規定によるものとみなす。

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

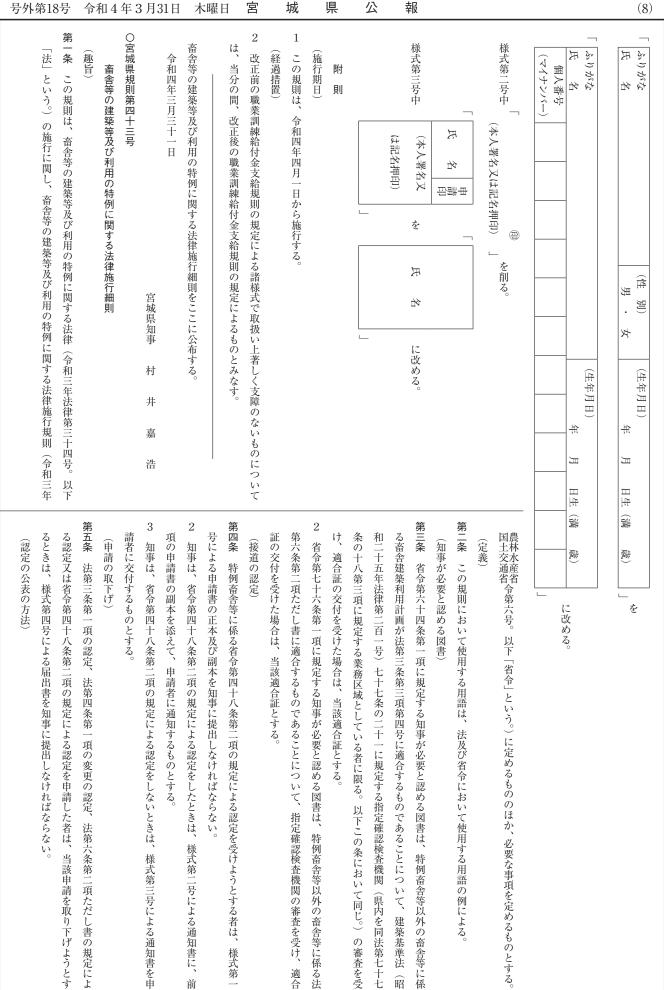
浩

○宮城県規則第四十二号

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

職業訓練給付金支給規則(昭和五十年宮城県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

[記名押印又は署名]」



昭

前

号外第18号	令相4年3月31日	木曜日 呂	功.	- 県	公	報			(10)
			m	□新築 □増築 □改築 □柱を撤去する行為 □模様替 (3) 構造 造 一部 造 □ A 構造者会等 □ R 構造者会等	 4 畜舎等別の構造及び設備の概要: (1) 番号 (2) 工事種類 	(10) 工事看于予定年月日 (11) 工事完了予定年月日 (12) 備考	(N) (N)	□飼養施設 □搾乳施設 □集乳施設 □堆肥舎 (6) 工事種類 □新築 □増築 □改築 □柱を撤去する行為 □模様替 (7) 建築面稽	①敷地面積 ②省令第45条に規定する畜舎等の建蔵率 ③敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値 (5) 畜舎等の種類
				2 認定に係る音管等の種類:	認定に係る	背	年 月 日付けで申請のあった認定については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定に基づき、認定しましたので通知します。	認定年月日 年 月 日殿 宮城県知事	様式第2号 (第4条関係) 認定通知書 認 定 番 号 第 号

備老:

様式第5号(第8条関係)

取りやめ届出書

礟

宮城県知事

主たる事務所の所在地 届出者の住所又は

届出者の氏名又は名称 出者の連絡先 者の氏

뺍

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等(利用)を取りやめたいので、届け出ます。

畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日:

取りやめの年月日:

2

ယ

取りやめの理由:

併

Ш Ш

沿岸漁業改善資金貸付規則の一

部を改正する規則をここに公布する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

令和四年三月三十一日

○宮城県規則第四十四号 沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

定める件(令和四年農林水産省告示第五百三十六号)」に改める。 る農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第四条第五号の農林水産大臣が定める基準等を 農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号のイの農業者等が実施す 林水産大臣が定める基準等を定める件(令和四年農林水産省告示第五百三十五号)及び中小企業者と 二十三年農林水産省告示第六百八号)」を「、沿岸漁業改善資金助成法施行令第二条の表第五号の農 用促進に関する法律施行令第四条第一項の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(平成 第一条中「及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利 沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年宮城県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

同条第一号を次のように改める。 経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画

付資格の認定」に、「貸付申請書」を「貸付資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)」に改め、

第六条の見出し中「貸付け」を「貸付資格」に改め、同条各号列記以外の部分中「貸付け」を「貸

五 貸付申請書

第六条に次の一号を加える。

を「貸付資格認定書及び貸付決定通知書を」に、「第十三条」を「第十五条」に、「貸付けを」を「貸 び」を加え、同条第二項中「により」の下に「貸付資格の認定及び」を加え、「貸付決定通知書を」 第七条第一項中「により」の下に「認定申請書及び」を加え、「行い、」の下に「貸付資格の認定及

第十条に次の一項を加える

付資格の認定及び貸付けを」に改める

3 めて必要な指示をした場合は、その指示に従わなければならない 借受者は、事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認

第十四条を第十六条とし、第十一条から第十三条までを二条ずつ繰り下げ、第十条の次に次の二条

(貸付資格認定の取消し)

第十一条 知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青